

訓練期間が1年以上ならば、156日間である。

## 失業中の所得補償

Werner Hoppe

(西ドイツ)

本稿には、雇用促進法により減額された手当を採用させることになった基本的な論議のアウトラインが示されており、併せて、資格取得条件が記述されている。

雇用促進法の効力発生により、その結果として、所得維持手当が改正された。

高級な訓練や再訓練のコースをうけていた者が、そのようなコースのために用意された所得維持手当を受給している場合には、かれがそのコースを終了して後にも失業しているならば、コースの終了後における特定期間について、減額された金額でそのような手当が引き続き支払われる。延長された訓練コースをうけていた者が、もはや失業給付の受給資格を取得できないという事実からみて、この規定は必要である。

訓練をうけるある誘因がなければならぬという理由からだけを考えてみても、失業給付への依存というのは不適切である。

雇用促進法の第44条第5項によれば、より高級な訓練もしくは再訓練のコースをうけていた者が、そのコースの終了後6カ月以内に失業した場合には、15%の減額を条件として、所得維持手当が支払われる。

その手当の支給される期間は、

訓練期間が1年未満ならば、78日間、

子供を養育している既婚男子には、減額された所得維持手当の支給額は、一般に、当人の適用される失業給付とほぼ同一である。

減額された所得維持手当は、訓練コースの終了した時と試験をうける間にも支給されるであろう。

訓練期間中に所得維持手当をうける資格を取得した者は、当人がそのような訓練を終了した直後の6カ月間に失業者となり、職業紹介を利用できて、また所得維持手当の受給を申請するならば、法律の第44条第5項によって、減額された手当を受給する該当者となる。

「訓練の終了」という用語は、全コースが定められたとおりに実施され、完了したことを意味している。

減額された所得維持手当は、受給の申請が行なわれた場合にのみ支給を認められる。給付を算出する基礎はすでに支給された手当を対象としている。あるなんらかの追加的な所得が考慮される。

*Unterhaltsgeld Während Der Arbeitslosigkeit,  
Deutsche Versicherungszeitschrift, No. 4,  
1971, pp. 84 - 88 ; No. 56, '72/3.*

以上5編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した。

(平石長久 社会保障研究所)